2　この省令の施行前にされた中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の認定の申請であってこの省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の認定については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現に中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第十六条第一項の確認若しくは第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認を受けている中小企業者又はこの省令の施行前にされた第十六条第一項の確認若しくは第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認の申請であってこの省令の施行後に当該申請に係る確認若しくは変更の確認を受けた中小企業者に対するこの省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第六条第一項第七号又は第八号及び第七条第二項又は第三項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

○経済産業省環境省令第五号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年経済産業省環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三号中「第五十条第七項第八号及び第九号」を「第五十条第七項第九号及び第十号」に改め、第四号中「第五十条第七項第八号及び第九号」を「第五十条第七項第九号及び第十号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十六号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第一条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条の規定を実施するため、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令

（趣旨）

第一条　この省令は、特定鉄道等施設の地震に対する安全性を向上させるための耐震補強について定める。

（定義）

第二条　この省令において「特定鉄道等施設」とは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設又は軌道法による軌道施設であって、次に掲げるものをいう。

一　大規模な地震が発生するおそれ、旅客輸送量その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める要件に該当する線区における鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四条に規定する普通鉄道（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道を除く。）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道又は案内軌条式鉄道（第三号において「普通鉄道等」という。）の輸送の用に供する橋りょう及びトンネルであって、国土交通大臣が告示で定めるもの（鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十九号。）第一条の規定による廃止前の普通鉄道構造規則（昭和六十二年運輸省令第十四号）及び特殊鉄道構造規則（昭和六十二年運輸省令第十九号）（第三号において「旧普通鉄道構造規則等」という。）の施行の前に工事に着手し、又は完成したものに限り、同条の規定による廃止前の特定鉄道施設に係る耐震補強に関する省令（平成八年運輸省令第十六号）第三条に基づき耐震性の向上を図るための補強工事を実施したものを除く。）

二　大規模な地震が発生するおそれ、旅客輸送量その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める要件に該当する線区における軌道の輸送の用に供する橋りょう及びトンネルであって、国土交通大臣が告示で定めるもの（軌道建設規程（大正十二年内務・鉄道省令第一号）第三条に規定する新設軌道におけるものに限る。）

三　大規模な地震が発生するおそれ、利用者の人数その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める要件に該当する普通鉄道等の輸送の用に供する駅（以下この号において単に「駅」という。）又は軌道の輸送の用に供する停留場に設けられる建築物であって、国土交通大臣が告示で定めるもの（駅に設けられる建築物にあっては、旧普通鉄道構造規則等の施行の前に工事に着手し、又は完成したものに限る。）

（耐震補強の実施）

第三条　鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者は、特定鉄道等施設の地震に対する安全性の向上を図るため、国土交通大臣が告示で定める指針に従って耐震性の向上を図るための補強工事を実施するよう努めなければならない。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十七号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十五条第三項第五号及び第三十九条の四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の二百」を「百分の二百二十」に改める。

第十二条の見出しを「（報告等）」に改め、同条に次の二項を加える。

3　認定計画に準日本船舶（法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶をいう。以下この項及び次項において同じ。）の確保に係る事項が記載されている場合には、第一項の報告書には、前項に規定するもののほか、当該認定事業者が運航する全ての準日本船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号及び法第三十九条の五第三項の規定による準日本船舶の認定（次項において単に「認定」という。）の日を記載した書類を添付するものとする。

4　国土交通大臣は、前項の書類に記載された準日本船舶のうちに、法第三十四条第一項に規定する基本方針に基づき、日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に関する措置に関連して実施される準日本船舶の確保に関する措置の対象となる準日本船舶（以下この項において「特定準日本船舶」という。）に該当するものがある場合には、速やかに、当該認定事業者に対し、次に掲げる事項を記載した確認証を交付するものとする。

一　当該認定事業者の住所及び氏名（法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名）

二　特定準日本船舶に該当する準日本船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号及び認定の日

三　前号の準日本船舶ごとに、特定準日本船舶に該当する期間